

理論は真実追求と変革のために

小森 龍邦

自主性の伸張と能力の開花を

私にはこんな経験がある。もう40年も、そのうえも昔のことである。部落解放同盟広島県連合会を今日の規模の広がりに発展させるために、連日連夜、オルグに駆け回っていた頃のことである。

広島県東部のある保育所の保母さん（当時はこう呼んでいた）の同和問題研修に招かれたことがある。

私は子どもたちをめぐる家庭環境なり、教職員の人間的あり方が子どもたちの成育に大きな影響をもつことを力説した。幼児教育は、幼児たちの人間性を育むうえで基礎的な時期でもあり、一人ひとりを大事に育てて欲しいという主旨の話をした。

子どもたちが学齢に達し、小学校6年生を修了するまでに約6,000の言葉を覚え、これをもって、周囲の人びとのコンセンサスを図るということを、ある書物で読んだことがある。子どもたちは、学齢前の6年間でもおよそ6,000の言葉を覚え、両親や家族をはじめ、周囲の人と話を交わすようになるということも書かれていた。

学齢前の子どもの頭脳は、語彙の獲得ということに関しては、小学校に入学後、組織だった教育によって発達を促される時期と同じくらいの比重を占めるのかと感心したものである。「糸廻に説法」だとは思ったが、これも講演で話しておいた。

部落解放運動は、人間性の円満な発達をめざす運動である。それは権力などの外部の力、外側の条件によって、人間の諸能力を委縮させることに反対し、それらの能力を十分に伸長させることを究極の目標にするものである。部落解放運動は、権力の抑圧によって、持って生まれた能力を十分に伸ばすことができなかったということの分析に立って、展開されている。

被差別部落民は、一握りの支配階級の利益のために分裂支配の餌食とされ、生活水準・文化水準も低く抑えられており、運動は、そこからの解放をめざ

しているということである。

生活・文化の低位な状況をもって、支配階級は人びとに部落差別の感情を持たせることを煽動するというメカニズム、それが差別社会の構造である。

これに対して、いろいろ具体的な対応策は考えられるが、要するところ、われわれは、いかにして支配階級の意図がそのまま通用しないような「人間力」を、被支配層(とりわけ被差別層)に培うかということである。

保育士・教職員は、幼児たちの教育条件の整備のために、仕事の眼目をここに置くべきであると話したのである。

人間は、そもそも、外界世界の動きに関わって、それを自己の生存の条件のためにうまく利用してきた。人間が他の動物と決定的に違うところは、道具を使うということである。猿はもっとも人間に近い動物とされているが、棒きれをもって木の実を叩くぐらいのことである。しかし人間は、自己の生活に必要な道具(機械)を作る能力を持っている。

人間なるものは、どこまでも外の世界と交わって、その「仕組み」や「性質」を知り、それをいかに利用するかということに思いをいたす動物であると言うことができる。

その徴候が、幼児の動作の中に表れている。私も、子どもを持つ親として、子どもたちの成長を見守ってきた。保育所に入所する頃、2歳児ぐらいになると、シャツのボタンを自分で嵌めようとする。「自分でやる」「自分がしたい」という言葉をもって、親の動作を自分に引き取ろうとする。

私は、人間の「自主性」というものが、こんなところに幼児の頃から出るものかと感じとっていた。「三つ子の魂、百まで」という諺がある。幼児教育が大事だということを示すものである。

部落解放運動の幼児教育論においては、人間として持っている「自主性」が、それぞれの発達段階において現れるものであると位置づける。

支配階級の差別政策は、人間のこの自主性を骨抜きにし、「長いものには巻かれろ」といった卑屈な人間を、社会の構成員の中の一定割合において作り出すことを狙っている。権力は、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」のイデオロギーの材料として、その政策を手放すまいとするのである。

われわれは、それに負けてはいけない。素直に人間性を育てるということに最大の配慮をもった幼児教育が求められる所以である。

本誌の山下論文は、その点について、貴重な内容を伝えている。そこには、次のように書かれている。

「人間が持っている能力の多くは開花せず、眠ったままになっていること、また、能力が開花するか否かは、どんな生活体験の中で、どんな刺激を受け

るかによって決まるということが科学的に明らかにされています」

冒頭の同和問題研修のときのことでの、もうひとつ思い出されることがある。講演が終わって、職員室に帰ってきた保母さんたちと話しているときのことである。

一人の保母さんが、「今日の講演の中にあった子どもたちをめぐる生活の条件について、つくづく感じさせられたことがあります。私のクラスに非常に口数の少ない子がいます。『暑い』とか『痛い』とかの声をあげることはありますが、情緒的な言葉を発することはありませんでした。心配になって家庭訪問をしてみました。そこで、この子の母親がろうあ者であることを知りました。子どもたちの生活実態・教育環境を知る上で、家庭訪問がどれだけ大事なことかを知りました」と言うのである。

保育所の職員、とりわけ担任は、この子に対してどのようにして言語の遅れを取り戻すか、保育活動の中で補っていくかが課題となってくるわけである。

山下論文は書いている。「私たちは、日々の保育・子育ての中で、子どもたちが出てくるさまざまなシグナルをきちんと受け止め、健気にがんばろうとしている子どもたちをしっかりと支えて、自分のことを好きだと思える自尊感情を育む保育内容を創りあげていかなくてはなりません。」

幼児期における人間疎外、自己疎外状況に置かれている子どもも、いずれ「おとなでも『誰でもいいから殺したかった』という心境に追い込まれるような社会の状況の中」に投げ込まれていく。そこを克服して、困難にくじけない人間に成長するための教育(この場合は幼児教育)が求められるというわけである。

同和教育の原点と教育荒廃

これも私の若き日の経験である。東部協書記長時代のことであるから、1960年代の中頃を少し過ぎた頃のことであろうか。教育熱心な女性から(被差別の立場の人かどうかは聞かなかった)、県東部に、進学組と就職組に分けたクラス編成をしている中学校があるという報告が届いた。それは人口2万人ぐらいの町にただ一つしかない大規模校で、1学年8クラスあり、そのとき、夏休みが終わるまであと1週間、すぐに2学期が始まろうとしていた。

私は、その町の教育長と中学校長に連絡をとって事実を確かめた。

教育長は、「事実ではあるが、子どもたちの進路に合わせてやったことだし、別に問題があるとは思いません」と答えた。

私は直接会って、「進路に合わせてというが、そのやり方は、世の中の差別をそのまま受け入れた教育論ということではないのか」と指摘した。

この教育長は、町議会の副議長の経歴をもち、思ったことは遠慮なく言う豪気な人であった。

私はまず、「就職組には何人の生徒がいるのですか」と尋ねた。

「たしか25人ぐらいいると思います。」

「その中に、被差別部落の生徒が何人いますか。」

ここまで話が進んだとき、教育長は口ごもり出した。気がついたのである。

「25人中、20人ぐらいは被差別部落の生徒です。」

「明治の終わり頃まで、部落の子どもだけが行く部落学校というのがありました、そのことと似たようなことになっているとは思いませんか。」

教育長の顔は青ざめた。校長の方は困惑した表情であった。理詰めでいくと、2学期を間近に控えて、一週間以内にクラス編成のやり直しをしなければならないからである。

教育長はしばらく黙っていた。

「わかりました。3年生の保護者に集まってもらって議論をします。」

その日の私との会話は、それで終わった。

教育長と中学校長は、3年生の保護者を対象に集会を開いた。

保護者から、「すぐに2学期がやってこようとしている。いまさらクラス編成をやり直すということは、進学のための勉強に集中しなければならない今、無理な言いがかりである。」

「教育長は、就職を予定している生徒のためのクラス編成を差別だと思っているのですか」と詰め寄られた一幕もあったという。

1日か2日、目をおいて、教育長と中学校長は、私のところにやって来た。「辞表」を胸のポケットに入れ、保護者と話し合って、さんざん追及された後、日頃あまり発言をしない被差別部落の母親の言った言葉が、議論の方向をがらっと変えたのである。

「私は進学組と就職組に分けられたクラス編成には、はじめから屈辱感のようなものを持っていました。いまそのことが俎上に上った以上、子どもたちの感情も考慮に入れて、2学期からのクラス編成をしてください」

会場の雰囲気は緊張し、これまでの教育長や校長に対する追及の雰囲気は一変した。

「差別にならないようにクラス編成をやり直すとして、来春の高校進学に支障がない態勢づくりに、教育長は自信があるのか。」

議論は、差別はあってはならないという前提に立って、来春へ向けての高

校受験のためにどうするかという方法論に移っていったのである。

それを受け町は、9月定例議会で、新しいクラス編成のための予算を組んだ。それは、教職員が日々の教育に専念するための予算措置であった。

かくして、就職組は解消された。果たせるかな、高校進学率(受験に合格するものの総数も)も向上し、進学組と就職組に分けてクラスを編成した前年、前々年より成績は上がった。

教育長はこの結果を私に報告したとき、冗談半分で、「おかげで胸の中の『辞表』は提出しなくともよくなつた」と、笑みを浮かべていた。

民主主義とか民主的運動が、人びとの常識に受け入れられるときは、このような展開になる。これが、同和教育が高揚し始めた40数年前のことである。

天皇制イデオロギーに凝り固まった反動派にしてみれば、封建社会の最下層に位置づけられていたものが、「教育の機会均等」を叫び、「君が代」は身分制の強化になると主張することに堪えられないという心境だったのだろう。

広島県議会の中には、いまなお、自分の家に「教育勅語」を掲げて、最右翼を標榜する者がいる。われわれが通常「反動」とか「反動的人物」とかいるのは、歴史の歯車を逆転させるという意味で使う。

「教育勅語」は、日本の軍国主義の啓発を強化することに役立った。

「日の丸」は、その軍国主義的な侵略行為の旗印であったという理由で、「君が代」とセットで使用することに、われわれは異議を申し立てた。

反動派は、最近のスポーツ熱の高まりとともに、「日の丸」をうまく大衆のあいだに受け入れさせることに成功したようである。

しかし、そのためには、正論を吐く少数の民主主義的感覚をもつ者を弾圧しなければならない。こうして、部落解放運動や同和教育の弾圧に力点を入れることになる。

香渡論文に出てくる「是正指導」というのが、それに当る。「是正指導」は、学校の管理体制を強化し、県教委、校長の指示には、教育実践の具体的あり方についてさえも異議を唱えることを許さない。

子どもの能力の全面開花のために、同和教育の重要性を粘り強く主張する者は、「広域人事」の名のもとに、通勤距離60km、70kmぐらいのところまでは平気で飛ばす。もちろん、意に添わない管理職に対しても、報復人事で臨むといった具合である。

「是正指導」の本質は、日本の支配階級が体制の危機を感じ、その危機を弾圧によってがむしゃらに乗り切ろうとすることがある。

教育水準というか、教育の効果を表す数字は、「是正指導」以後、進学率において、中途退学率において、不登校の児童生徒数において、同和教育を

否定する教育論がいかにデタラメなものであるかを如実に示している。

香渡論文は、その数字を詳細に示してくれている。

このような理不尽なことをやってのけようとする、現場の教職員に相当のプレッシャーがかかる。教育実践に大きな希望を抱いて現場で働く若い教職員から、中途で辞職する者が出てくる。精神的に苦悩して病気になる者が続出する。

その典型であり、頂点ともいえる事象が世羅高校の石川校長、高須小学校の慶徳校長、尾道市教委の山岡教育次長などの自死事件である。

日本の教育と、その反動の先端をいく広島県の実状はガタガタになっていると言わなければならない。

文部科学省は、「日の丸」と「君が代」を学校行事の中に取り入れたかどうかを、その日のうちに各県教委を通じてとりまとめて統計に出す。その文科省が、東日本大震災においては、新学期に学校施設の準備が間に合わないというルーズな態度をとっている。また、放射能対策について、子どもの健康管理に対して、まったくの無為無策であった。これらのことを見れば、「日の丸」「君が代」の教育、それを支える教育の理念とその予算措置が、差別と選別そのものになっていることはあきらかである。

同和教育を人権教育と呼びかえ、具体的な事実を抽象化して、社会の矛盾を糊塗しようとしていることに対して、いまだ全国的反撃という段階に到達していない。

全国同和教育研究協議会は、「全国人権教育研究協議会」に改変され、「『同和問題解決』から『人権文化の創造』へと舵がきられてしまった」と、香渡論文は書いている。

日本の資本主義生産様式は、高度な技術水準ということでは、世界に冠たるものがある。

その生産性とか、国際競争力のためには、依然として、国内外の労働力を低賃金、無権利に抑えたまま、世界のトップになろうとしている。そのような「前近代」的なやり方が、じつは教育の中にも表れ始めている。

中・長期目で見れば、日本の生産構造のもつ「前近代性」が、やがて抜き差しならないネックになることはあきらかである。

同和教育や「人間皆平等」という理念は、いまの支配階級にとっても理解され、受容されなければならないことである。しかし、政治家を先頭に、「目さき」のことにとらわれ、判断を誤って、今日のような教育体制にしてしまったのである。

人間の能力というものは、環境とか生育歴に影響されるところが大きいと

ということは、教育に関わる者にとっては常識であろう。それは、遺伝子学の分野においても、筑波大学教授であった村上和雄やその他の学者の唱えるところとなっている。

いま、同和教育研究協議会がかつて唱えた「すべての子どもの能力の全面開花」というスローガンが、いかに正しかったかが証明されつつある。

江崎玲於奈などが唱えるエリート教育は、時代錯誤であり、人類的利益を損なうものと言わなければならない。『論語』にいう「性相近し、習相遠し」という言葉は、近年の遺伝子的レベルにおける人間の能力の理解に、大きな示唆を与えているように思う。

香渡論文は、さまざまな課題を内包する広島県教育にとって、貴重な提言と言える。

仏教・浄土真宗の教義と差別の現実

部落解放運動は水平社運動の当初から、仏教、とりわけ親鸞の浄土真宗とは深い関わりをもってきた。

本願寺による募財について、「前世からの因縁」(宿業)という言葉の解釈の問題もからんで、部落差別を「悪因悪果」と捉えるなら、この募財に応ずることはできないと、部落解放運動は当初から部落解放への卓見を示していた。

仏教各宗派の中では、浄土真宗本願寺派・真宗大谷派を筆頭に真宗十派が、被差別部落民の圧倒的部分を門信徒に抱えている。

部落差別を「悪因悪果」であるとか、「前世の因縁」であるなどという教義に騙されて、ひたすら、忍従の生活を送るということが、本当の親鸞の教えに添うことなのかという疑問をもつに至るのは当然のことである。

水平社創立の時がそのエポックとなった。爾来、解放委員会、部落解放同盟と続く部落解放の組織的運動の中で、宗教界の多くの差別事件を糾弾してきた。今日もなお、運動体が騙されたような格好になって、結末がつかなくなってしまった事件(札幌別院の差別落書き)もある。

しかし、日本の仏教界は、曹洞宗の町田事件もそうであったが、仏教教義と、日頃の僧侶たちの教義の領解の差別性に次第に気づき始め、差別なき教義・哲学の創造へ迫ろうとしている。

当たり前と言えば当たり前のことである。仏教自体が、「一切の衆生はごとく佛性を有す」ということを根本義としているからである。言葉を換えて言えば、仏教の根本義は、「大慈大悲心」ということにある。「大慈大悲心」を唱えながら、一方では差別心を肯定し、戒名や法名に差別記述をするなどということは、まともな考えをもった者にはできるわざではない。

私は、もう30年も前から、「宿業」を、単に「前世の因縁」と考えるのではなく、民族や国民が、大きく言えば、人類が積み重ねてきた歴史の集積として、いまを生きる人びとに、個々具体的な生活の中に影響している（結果としてある）ことと解釈してきた。拙著『業・宿業観の再生』（解放出版社、1986年）における理解が、それである。

こういう解釈に立てば、仏教の、そして浄土真宗の教義は、矛盾なく、今日の営為として部落解放運動を包摂することができるはずである。

信心の社会性ということも、当然のこととして頷くことができるはずである。

広島県において、同朋三者懇話会という研究会を持っている。三者とは、浄土真宗本願寺派安芸教区、同備後教区、そしてわれわれ部落解放同盟広島県連合会を指している。

最近は、オブザーバーとして真宗大谷派の僧侶も参加されるようになった。

ここでの議論は、本誌に掲載の政平論文において、その到達点が述べられている。

「さるべき業縁のもよほさば、いかなるふるまひもすべし」（歎異抄）とは、人間のはかない日常行動が、大きな「縁」の波動の中で、いかに操られ、規定されるものであるかを思い知る文言である。

「悪人正機」も、この領解と深く関わっている。そこから、大海に浮かぶ「木の葉」にも似た「浮び、沈み、揺れ」ている人間の日常の生活だからこそ、それを善惡の2つに分類して評価してはいけないという考えが生まれてくる。

親鸞は、そのことを「いし、かわら、つぶてのごとくなるわれなり」と表現している。

少し論理を前に進めて考えると、次の疑問が涌いてくる。それは、かかる「業縁」によって規定される人間というものに、はたして、「主体」というものを見ることはできないのかという疑問である。

近時、歴史の動きに関わって、国家とか、社会の変革について、大衆の動きが組織的な団結をなして、一定の変革を獲得している現実がある。

「進者往生極楽、退者無間地獄」（一向一揆）のムシロ旗のスローガンに、やはり社会変革と、人間なるものの「主体」との関係を読みとることができるのでなかろうか。

政平論文は、「さるべき業縁のもよほさば」という文言をとりあげて、「もよほす」、つまり、業縁の影響をもたらす（共業）ことがありうるなら、その業縁を受ける相手がいるということがセットであるはずだという論理に立って、業縁の影響を受ける人間、それを「主体」と捉えて、「他力の信」の論

理的整合性を考えようとしている。

「他力の信」「弥陀のはからひ」ということになれば、この世に生を受けるおたがいは、「でくの坊」ということになるのかという問い合わせである。

ここをしっかり押さえておかなければ、人間的努力のすべてを「自力」だと攻撃してしまうことになってしまう。

デカルトが「我思う、ゆえに我あり」と言ったというが、それを「われ考えるがゆえに、何ごともあるとなしは自分の主観的判断による」と、誤って捉えている者がいる。

私は、そうではなくて、「われ考えるがゆえに、われの存在することだけは否定しようもない」という考え方であると解する。

その言葉をもじって表現するならば、「われ業縁にもよおされるが故に、われの存在を否定することができない」と考えるべきではないだろうか。

それは、大宇宙・自然の「弥陀のはからひ」の世界から言えば、まことに微塵・微小な「主体」であるかもしれない。

ここを認めることができれば、これまでのよう、人間的努力をすべて「自力作善」として排撃することはできなくなる。

堂々と「他力の信における主体の存在」を主張することができるのである。

それが微塵・微小な存在であるがゆえに、法藏菩薩の四十八願の誓願に帰依することになるのである。

そこに「弥陀のはからひ」という浄土真宗の宗教的概念が領けるというわけである。

法藏菩薩は、「五劫思惟」されて、四十八願の誓願を行われた。

よくよく読み込んでみると、四十八願とは、法藏菩薩の努力目標のことであり、その誓願に帰依するわれわれは、日常生活の中で、座右の銘となし、少しでも実行しなければならないものばかりである。

「信心の社会性」を説く者に対して、古い封建的イデオロギーに立って浄土真宗を領解する者は、「信心」を「社会性」などと、世俗の世界に引き下ろすようなことをしてはならない、「信心」とは「弥陀のはからひ」であり、もっと貴いというものであると主張する。その時代の社会構造が行き詰りをみせると、このような体制維持のためにのみ、教義を解釈しようとする者が出てくるのである。

しかし、平安貴族の時代から新興武士が台頭する新しい時代にあって、歴史に対する素晴らしい洞察力をもった親鸞は、この仏教の中に、本当の「大慈大悲心」を見つけ出し、生涯を苦難に堪えて布教に努めた。

「弥陀仏は自然のやうをしらせん料なり」とは、「弥陀のはからひ」を「神

秘の世界」から「大宇宙・自然の法則と人間との関係のこと」として、その時代なりの社会意識の制約を受けながらも、喝破されているものと思っているる。

親鸞没七百五十年にして、この人を慕う人の絶えないのは、時代をしっかり洞察し、その洞察力を大衆の立場に立って駆使しているためである。

深遠な理論は、「概念的表現」をもってしなければならない。その概念の解釈には、いつも「外延」と「内包」の関係にあり、「外延」が大きければ大きいほど、解釈は誤りがちとなる。支配階級は、そこを狙って親鸞教義に、さまざまな解釈を差しはさんでくるのである。

われわれは、いま、同朋三者懇話会を通じて、そのところを思索し、論議しているのである。

支配階級の攻撃と運動の変質

同和行政を破壊するために自民党は、なりふりかまわぬ態度をとるに至った。

名だたる反動の亀井郁夫や、後に刑事事件で政治的に失脚した小山孝雄（いずれも当時参議院議員）らは、画策して、部落解放同盟広島県連合会を、共産党がいうように暴力集団でっちあげようとした。

1999年、広島3区選出の衆議院議員の宮沢喜一（当時大蔵大臣）に、広島の地元の事情を話させるといった芝居のもとに、「広島県連は、40年も前からリンチを行っていた」と、国会で発言（小渕内閣の閣僚の一員としての答弁）させた。かりそめにも一国の首相の経歴を持ち、乞われて大蔵大臣に就任したものが、よくもそんなことが言えたものだと呆れたが、それは、なりふりかまわない部落解放運動攻撃であった。

自民党の文教族は、マスコミ（とくに『産経新聞』）と組んで、キャンペーンをはろうと画策していた。部落解放同盟広島県連を破壊活動防止法の「指定団体」にできないものかという議論さえしたというのである。

思い返してみれば、宮沢の言う40年前の部落解放同盟広島県連は、とくに福山・府中・尾道などで細々と運動の灯を消さないように守り続けていた頃ということになる。

亀井、小山らに操られて、調子に乗せられておこなった宮沢の国会における差別発言は、文字通り、世紀末の閉塞状況となった自民党の苦境の時代の象徴でもあった。40年前と言えば、1960年頃ということになる。われわれは1950年代のはじめ頃から、福山地裁において、近田結婚差別事件を闘っていた。それは、有名な高松差別裁判事件に似た内容の事件であった。

2人の若い男女が、当時の言葉を使って表現すれば、「自由結婚」による同棲生活を始めた。女性の方の兄が福山警察署の警官であった。福山署は、この同棲生活を「結婚誘拐」「営利誘拐」の罪名をつけて、実力をもってその2人のあいだを引き裂くという暴挙に出た。「社会意識としての差別観念」とは恐ろしいもので、その意を受けた広島地検福山支部は、男性の方に、同棲生活に至った動機を「『特殊部落民』だから、無理矢理に彼女を誘拐する以外になかった」と言わせ、それを起訴状に書いた。

1950年代の半ばまでは、われわれの団体の名称は、部落解放委員会といっていた。高松差別裁判事件の歴史的経験もあり、運動体は、ことの本質を知るに及んだ。部落解放委員会は、それから時間をかけて広島地裁、広島高裁、最高裁と粘り強く闘って、その結果、最高裁から広島高裁に差し戻し審となり、男性が無罪判決を勝ち取ったという事件である。

日本における部落解放運動史上、輝ける一頁を飾ったのである。最終的に広島高裁で無罪を勝ち取ったのが、1960年のことである。福山市出身だといわれる宮沢喜一が、わけも分からずに、国会における差別発言をしたというのは、日本の政治と、政治家としての品格を問われるものでもあった。

問題は、このような時期、「同和行政の一般対策への円滑な移行」ということに、全国の部落解放運動が完全に乗せられたことがある。そして、「一般対策だから何でもできる」と、この「円滑な移行」を運動の前進であるかのようにデマって憚らない部落解放同盟中央本部の幹部も出るという始末であった。

広島県連は、1990年代の地対協路線（1986年の「部会報告」に始まる）の頃から、全国の先頭に立って、このような権力の動きに反対していた。

「アメヒムチ」という言葉があるが、自民党政治家など、支配階級としての保守政治家は、広島県連だけをラジカルな運動として宣伝し、他方で、中央本部の活動家に対しては、敵対感情を隠し、対応していたようである。

そして彼らは、「エビで鯛を釣る」ということわざがあるが、中味のない「人権」の名を冠する法律を制定するという柔軟路線の方が、実のとれる運動だという錯覚を持たせた。

この自民党的手法によって広島県連が孤立することは、支配階級にとって好都合であることは言うに及ばない。同時にそれは、中央本部にとっても、「運動は前進している」「実のとれる運動を継続している」という弁解を与えるに十分であった。中央本部の機關紙は、十分にその役割を果たした。

岡田論文は、順序を追ってその点をあきらかにしている。

とくに、人種差別撤廃条約の批准に関わって、条文の「decent」という文

言を「門地」と訳さないで、ことさらに中国語として使われている「世系」と訳し、この条約は、部落差別とは関係のないものとした政府の見解に、運動が乗せられていく過程が記述されている。

この失策を取り返すには、相当の運動的力量を培わなければできるものではない。とりわけ国連の人権委員会あたりを舞台に、日本政府の詭弁が大きな障壁として立ちはだかっているからである。

支配階級を利する理論の展開が…

岡田論文と表裏の関係をもって、いまの全国運動の過ちを理論面において、あきらかにしようとしたのが、青木論文である。それは、全国の理論家を自認しているような、しかも運動と理論の中心的位置にいるような人びとの論文に詳細に目を通し、それへの駁論を展開している。

青木論文と、以下、私の考えるところを合わせて、この時期の反動的、反人権的潮流がどういうものであるかを考える材料にしていただきたい。

第一に歴史学者の、「部落差別は江戸時代、これまでの解放同盟がいうほど厳しいものではなかった」という主張がある。

江戸時代の人間関係に、身分差別を越えて、いくらかそこに美しい人情が存在していたことは否定できないであろう。中には、支配階級の末端にいた庄屋などが、やさしい手を差し伸べたという美談もあるかもしれない。江戸時代の一揆に庄屋が先頭に立って百姓の困窮を代弁したという話が、多く存在していることによっても、ときに、人間としての共通の心情が身分差別を乗り越えていたといえよう。しかし、それが江戸時代の本筋であると思うのは錯覚である。

生活苦にあえいで、村を捨て、都会に出て、ひそかに「拾い仕事」をしている者の搜索は、厳しかったようであるが、とくに部落民に対しては、永代搜索であったという。

ひどい仕打ちの中には、一般の百姓と部落民を分裂支配にかけて、敵対的立場に追い込む(天明の一揆など)という手法もあり、それは、厳しい差別政策のひとつであった。

とにかく、歴史学者の、「江戸時代の差別は厳しくなかった」という言い方は、その本音の部分において、封建的生産関係の時代であろうと、今日のような資本主義生産関係であろうと、ともかく「権力はそんなにひどいことはしないだろう」ということを言おうとしているのである。権力を差別政策の下手人とすることを免罪することに、狙いがあるということである。

二番目に問題としなければならないことは、解放理論(三つの命題)は、

部落差別の実態と、その反映としての観念（高度な頭脳の持ち主となってきた人間の観念は、ひとたび差別意識をもつや、その執拗さは相当なものである）を透き通って見えるように説いてきた。あえて付言すれば、「同対審答申」も「実態的差別」（原始社会の粗野と文明社会の悲惨）が、そのまま時代の精神・文明を反映していると分析している。問題は、これをどう考えるかということである。それは、実態的差別の反映としての心理的差別ということであり、支配階級がもっとも書きづらい点である。つまり、心理的差別が存在しているということは、実態的差別が、「火のないところに煙はたたぬ」の言葉のように、存在しているという考え方である。

われわれは実態と心理の関係をふまえて、差別事件に対しては、「糾弾要綱」というものをつくり、丹念に事件の本質に迫ってきた。

「差別は単なる観念の亡靈ではない」と、「同対審」はずばりと言っているところが、それである。

私は、1990年代の初頭、国会において「法延長」闘争の先頭に立っていた。たいていの閣僚が、この実態と観念の相関性について追及されると、差別観念の奥深いところに実態があると認めざるをえなかった。

その後の法律（1997-2002年）の時限立法は、内実を伴わない打ち切りのための経過措置であった。運動側が、政府に部落差別の実態を問うこともなかつた。

青木論文が、「差別の実態はほとんど解消した。今後は啓発が問題」という論理に対する批判的考察をしていることと合わせて、私が、衆議院在籍中、しかも中央本部書記長として闘った論理を参考にしていただければと思う。

この「啓発だけが残された問題」とする論調も、考えてみれば、「行政責任」の免罪であり、彼らがやりきらなければならない政策を途中で放棄することを容易にするだけのものだということである。

三番目に、この時期に、あえて論理を複雑にする「差別は関係性の問題」という主張について触れておこう。

差別は「関係性」という概念がなければ、そもそも成り立たないものである。「市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない」ということ自体が、部落民と一般民衆の市民的権利の享有度の格差問題である。部落民には「不完全」というかたちで、一般民衆との「関係性」を持たせることに、差別が差別として機能する根拠がある。

もうひとつ、「関係性」という言葉で体験的なことに触れておこう。

被差別部落の中の低家賃のアパートに、一般の貧困者が入った。20年も30年もそこに住んでいれば、その人はついに部落民だという認識が広がる。

人種のように皮膚の色が違うわけではないからである。

こういうことも、関係性という論理で説明できるであろう。関係性論は、関係性は相対的なものであるから、差別をそれほど強く重圧として考える必要はないという考え方を補強するものである。その論者には、内心で、支配階級に喜ばれるようなものを期待している向きを、私は感じてしまう。

青木論文は、さまざま「関係性」なるものに関わって議論を進めている。要は、被差別を「関係性」において論じる場合、「両側から越える」(藤田敬一)という論理の場合もそうであったが、差別する者、される者の「関係性」の中で、どちらに、より本質的な問題があるかということである。

差別される者に、その原因がありとする差別者の考えに立って、だから君たち(被差別者)の生活態度や闘争方針を改めるようにと言い、そこが改まるなら、差別者のわれわれも反省するところは反省するというのでは、事柄の本質を誤魔化すことになる。

同和行政を政府が破壊する拳に出るようになって、最近、にわかに部落差別を論ずるための新しい用語が飛び出している。

要は、部落差別を解決しようとして論じているかどうかである。傍観的に「智者のふるまひ」として新しい用語、耳慣れない概念を躍らせているだけではないかということである。

それにしても、その怪しげな耳慣れない言葉や概念も解説し、差別者に乗じられないようにしなければならない。その立場から青木論文は、これらの論理に対して批判的に考察しており、今日の運動と論理の歪みに、一石を投じるものとなっている。熟読して学び取らなければならない。

(こもり・たづくに 部落解放同盟広島県連合会)